

地方国立大学に対する予算の充実を求める声明

—第3期中期目標期間に向けて—

平成27年3月20日

国立大学法人静岡大学 経営協議会学外委員（50音順）

石川 明（学校法人聖心女子学院理事）
伊藤 みさ子（静岡県弁護士会所属弁護士）
大石 剛（株式会社静岡新聞社代表取締役社長）
岡部 比呂男（ヤマハ株式会社顧問）
川勝 平太（静岡県知事）
塩田 進（元学校法人静岡理工科大学長）
杉田 豊（前公立大学法人静岡文化芸術大学顧問）
野田 万起子（インクグロー株式会社取締役会長）
晝馬 明（浜松ホトニクス株式会社代表取締役社長）

私たちは、国立大学法人化以降、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号に基づく経営協議会の学外委員として、静岡大学の「自由啓発・未来創成」という基本理念を基にした将来構想の策定をはじめ、大学経営の審議に参画し、静岡大学に対する「社会の目」の役割を果たしてきました。

その立場から、これまでの国立大学に対する運営費交付金などの予算の削減、また今般の政府等における国立大学、とりわけ運営費交付金の配分に関する議論をみていると、これからの第3期中期目標期間における地方国立大学の存立を危惧せざるをえません。そのため、ここに声明を發表します。

運営費交付金は、法人化以降10年間で1,292億円の削減（静岡大学は約7億円の削減）が行われ、各大学は、業務の効率化や節約、競争的資金や寄付金等の外部資金の獲得増を図り、教育研究の質の劣化を招くことのないように努めてきましたが、そうした努力も限界に達しつつあります。

静岡をはじめとする東海地域においては、人口流出と少子高齢化が進み、人材育成を通じた地域への貢献、産学官連携に基づく地域の振興や新たな雇用を創出する必要性は喫緊かつ重要な課題となっています。本学をはじめとする各国立大学においては、中長期的な展望に立った戦略的ビジョンの下で経営努力を続けています。しかし、地域活性化の中核的拠点を期待されている中で、地域から大学に寄せる負託に十分に答えて行くためには、地域の特色を反映した人材育成のための教育・研究活動の継続性は不可欠であり、これ以上の運営費

交付金の削減がなされると、その水準の維持・向上は困難となるとともに、国際的競争の中で我が国大学の地位の低下も必至と考えられます。

平成27年度国立大学関係予算（案）には、一般運営費交付金対象事業費の中に「学長裁量経費」の新たな区分が設けられる等の施策が盛り込まれておりますが、こうした施策が十分に機能するためにも、高等教育予算の確保と充実を図ることは急務であり、とりわけ国立大学法人の基盤的経費である運営費交付金の減額に歯止めをかけること、また基盤的経費（運営費交付金）と競争的資金を合わせた総額を拡充することをここに強く要請します。

国立大学法人法が改正され、経営協議会において学外委員を過半数とすることとなったことは、私たちのこれまでの「社会の目」としての役割が認められたと同時に、私たちに国立大学法人の経営に対する責任をこれまで以上に求めているものだと認識しています。

これから、第3期中期目標期間を迎え、国立大学がミッションの再定義にそった機能強化を実行していくに当たって、政府内だけにとどまらず、地方自治体や地方経済界をはじめ、私たち経営協議会の学外委員も参加して、国立大学の在り方等の根本的問題も含めた議論を行い、まさに地方創成を担う国立大学としてその責務を果たせる財政支援の方針が確立されるようここに要請いたします。